

## 坂戸市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第2項及び第4項並びに坂戸市監査基準に基づく監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年11月25日

坂戸市監査委員 関 口 万須美

同 森 田 文 明

### 1 監査の実施期日及び対象

監査の実施期日	監 査 の 対 象
令和7年11月 7日	政策企画課、職員課、こども支援課、秘書課、施設管理課、都市計画課
令和7年11月12日	福祉総務課、高齢者福祉課、障害者福祉課、住宅政策課
令和7年11月17日	財政課、農業振興課、商工労政課、市民課、北坂戸地区まちづくり推進室

### 2 監査事項

令和7年度における財務に関する事務及びその他の事務の執行並びに経営に係る事業の管理の状況

### 3 監査の結果

財務に関する事務及びその他の事務の執行並びに経営に係る事業の管理の状況について、関係法令に則り適正、かつ効率的に行われているか監査を行ったが、その内容は概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき点については、監査執行の際口頭で述べたが、今後とも適正な執行に努められたい。